

### 1. 授業の概要

本講義の目的は二つである。一つは法学の基本的知識の習得である。そして、いま一つは、社会で起きている様々な事象・問題を主体的に考えることを習慣化することである。本講義では、前者もさることながら、後者に力点をおく。社会で実際起こっている課題を現実的に即していかに克服するかを考えいくことは、教育現場で生じている多様な問題に対処する訓練にもつながるはずである。本講義では、教育現場で生じている法律学上の問題を取り上げ検討する

授業のスケジュールは、以上の通りであった。

第 01 回 ガイダンス

第 02 回 教育現場と憲法①憲法と社会の関わりについて

第 03 回 教育現場と憲法②校則と人権

第 04 回 教育現場と憲法③君が代と思想・良心の自由

第 05 回 教育現場と憲法④学校と信教の自由について

第 06 回 教育現場と憲法⑤教科書裁判

第 07 回 教育現場と憲法⑥教育を受ける権利と国際人権

第 08 回 教育現場と民法①民法と社会の関わりについて

第 09 回 教育現場と民法②いじめと民事責任について

第 10 回 教育現場と民法③体罰と民事責任について

第 11 回 教育現場と刑法①刑法と社会の関わりについて

第 12 回 教育現場と刑法②犯罪の成立要件について

第 13 回 教育現場と刑法③体罰と刑事責任について

第 14 回 教育現場と刑法④いじめと刑事責任について

第 15 回 まとめ

### 2. 授業評価の方法

成績はレポート試験による。場合によっては出席点およびディスカッションに対する貢献も考慮する。評価割合：レポート試験 90%、授業に対する貢献 10%。

### 3. 授業アンケートの結果

○この半年間を通して、様々な事例に触れ、討論してきた。どの事例も、教師になったら、実際に遭遇する可能性のあるものばかりで、ためになったと思う。また、討論することに

よって、自分とまったく反対の意見も聞くことができ、勉強になったとともに、価値観が広がったように思える。

○社会科専修の方々と、討論するとまではいかななくても意見を言い合うことはそうそうある機会ではないので、このような機会があってもいいです。ただ社会科専修や学教の人が多いため、仕方がないのですが、意見が止まった際に教員についての例が多く出されて意見が促されるので、少し言いづらいです。

○法学に

縛られることなく、教育的視点・社会一般の視点を取り入れることにより、より深まった討論になったもの考える。

○このようなディベートのような形式を採った授業というのはとても有効的だと思います。確かに、発言を積極的にする人、しない人があらわれてしまい、発言者が固定化されてしまうということがあるかもしれません。また、異学年間や他専修間でも議論ができるという機会は滅多にないので、そうしたことも魅力的だと思います。

○発言に関しては、あまり前が出るタイプではないため、引っ込んでしまうほう多かったです。これから大学院試験や教員採用試験に向けて、もう少し意見を言うようにしたいです。

○個人的な反省点としては、もっと積極的に議論をすべきであったという点です。失敗や恥を恐れる意識から抜け切れていないような感じがありました。そこから抜け出すことができているならば、より授業内の議論が活発になったであろうと思いました。

### 4. 総括

本講義では、多くの受講生が積極的に発言を行い議論に参加してくれた。受講生に心から感謝したい。受講生は、社会で生じる問題（ここでは教育上の問題）に正答はなく、様々なアプローチがあることに気付いたであろう。この点が面白さでありまた難しさでもある。

なお、今年度の講義では、昨年度の批判を踏まえて、運営方針を大きく変更した。そうすることで、不公平感を解消できたのではないと思う。ただ、教育の視点（教師の視点）にどこまで固執するかは今後の課題である。いずれにせよ、今後も受講生が積極的に参加できる環境の整備に努め、よりよい講義にしていきたい。